

組織・経営力発揮への取組み

◎ ガバナンスの強化

☆改正農協法施行に対応した理事体制

平成28年4月1日に施行された改正農協法では「農協は農業者の所得向上に全力投球できるようにする」と明記されました。農業所得向上のため、JAの自主性・地域の実態を尊重しつつ、多様な理事の登用によるガバナンスの強化を図り、責任ある経営体制にする必要があり、同法でも「理事の過半数を原則として認定農業者・実践的能力者」となりました。

これを踏まえ、当JAでは平成30年の役員選挙から適用し、「理事については、認定農業者、実践的能力者、認定農業者に準ずる者」と規定しました。9月21日の第10回通常総代会で決定され、新たな理事体制となります。当JAでは、組合員・JA役職員が一緒になり、「農業者の所得増大」、「地域活性化への貢献」、「組織・経営力発揮」の大きな目標達成のため進めていきます。

●理事については、**認定農業者、実践的能力者、認定農業者に準ずる者**であること。

○認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人。

○実践的能力者の要件

JAグループや販売事業関係・購買事業関係の役職員経験者、その他経済事業関係の経験者（普及員など生産・加工等に関する技術者など）、企画管理関係の経験者、信用・共済事業関係（金融機関など）の役職員経験者

○認定農業者に準ずる者の要件

認定農業者である法人の重要使用人、認定農業者OB、認定農業者の親族、認定就農者、集落営農の役員、国・地方公共団体の計画に位置付けられた中心的農業者とその親族、指導農業士、基本構想水準到達者とその親族、生産部会等の代表者

※ガバナンス（governance）とは

「統治」つまり「まとめておさめる」という意味の言葉。組織や会社に所属する人たち全員が活動を行うために意思決定を行うこと。認定農業者など農業経営のプロが理事となり、「農業者の所得向上」などJA自己改革を進めていくため全員（組合員・JA役職員）で尽力いたします。

変わるJA 広がる地域のきずな

変わるJA 広がる地域のきずな

監修=広島大学
助教 小林元

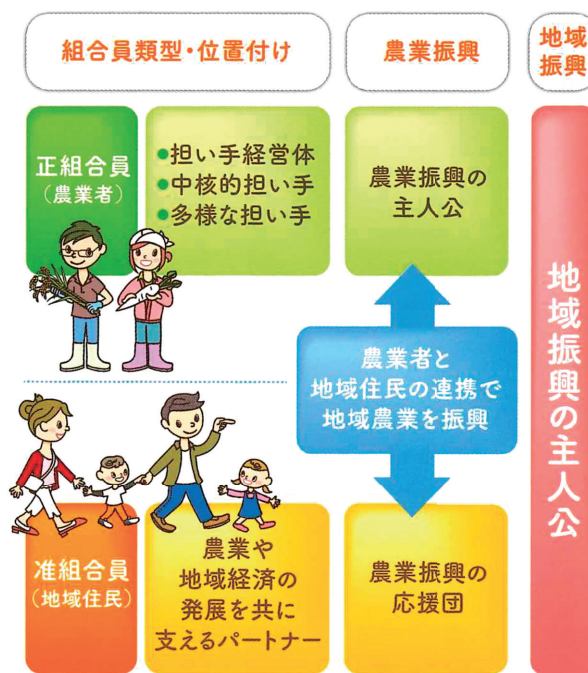
Q、JAの正組合員と准組合員の違いって何？

A、正組合員は農業の主人公、准組合員は地域を豊かにする協同の仲間です。

JAの組合員は、農協法の中で、正組合員と准組合員に区分されています。JAの正組合員は、農業を営む人々や農業で働く人々、そして農家の家族の皆さんです。共同の力で豊かな農業を育むと共に、消費者に安全で安心な農畜産物をお届けすることで、わが国の食と農を守り、農業を通じて地域を豊かにする主人公、それがJAの正組合員です。

対して、農業に直接的に関わることがあまりない人々も含めて、だれでもJAの総合事業を利用できるように、准組合員という仕組みがあります。准組合員は、事業を利用するだけではありません。正組合員がつくった農産物を食べる人々でもあり、地域農業を、食を通じて支える大事な仲間です。中には食べるだけでなく、一緒に農業に関わる准組合員も増えています。

現在の制度では、JAの運営は正組合員が中心となっています。これからは対話を通じて、准組合員の声もJAの運営に反映することが大事になっています。



耕そう、大地と地域のみらい。